

## 原告第 3 4 準備書面の要旨

(はじめに)

### ◆ 本準備書面の目的

本準備書面は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降「本件事故」という。）による被害・損害の発祥地の実況見分を、2024（令和5）年11月29日に行った現地進行協議の記録及び補充資料を加えて記したものである。

現在、「本件事故」に係る様々な被害・損害を原告並びに双葉町に及ぼしている。

本件事故はいかにして起きたのか、事故を防ぐ努力を怠った真相、事故前に約束されていた事実、事故後に起きた約束違反、違法組織による法外な指示等により避難解除された現場の惨状、除染の出鱈目等について、補充資料等と合わせてご理解を頂くものである。

### ◆ 本準備書面の概要

違法な20ミリシーベルトの押し付けを、双葉町が跳ね返していたら、避難解除が実現できないので、現地進行協議は実現できなかった。

現地進行協議の実施を前に、予定された場所を計測したら、東電の入所教育教材に記されている、放射線監視区域区分でいうところのC/D区域にあたる数値が各地で計測されて、避難解除が虚偽であることが判明した。

双葉町は、福島県から示された、平成17年1月「福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」を基に、双葉町の津波避難計画の素案が、平成19年度に資源エネルギー庁の委託で（財）電源地域振興センターが請負い、平成20年3月に「双葉町津波防災計画策定基礎調査報告書」が作られていた。

以下に、町内各地の津波の規模の想定結果を示す。←

表Ⅱ.3-3 双葉町内における津波の規模の想定結果

地点名	想定地震及び震度	影響	第1波ピーク	第1波ピーク	最大波	最大
		開始時間	津波到達時間	津波水位	津波水位	遡上高
中浜 海岸	宮城県沖の地震（震度5強）	48分	55分	2.4m	2.4m	3.5m
	明治三陸タイプの地震（震度4以下）	58分	62分	2.0m	3.6m	6.4m
	福島県沖高角断層地震（震度5強）	23分	45分	3.8m	3.8m	4.9m
前田川 河口	宮城県沖の地震（震度5強）	48分	55分	2.0m	2.0m	3.4m
	明治三陸タイプの地震（震度4以下）	57分	62分	1.9m	3.1m	6.2m
	福島県沖高角断層地震（震度5強）	23分	45分	3.2m	3.2m	4.6m

この素案に目を通していた双葉町長は、中央防災会議の審議とか、長期評価及び東電設計が報告した、第一原発に波高 15.7m の津波予測など全く知らなかった。知っていたのは、福島県が示した津波避難計画策定の手引きに記されていた双葉町の最大波高の 3.8m だったので、土堂副所長が 15.7m の波高を知りながら、地震対策のみの話題にしていたことは、本件事故後まで知らなかった。

#### ◆ 現地進行協議の本旨

##### 第1 因果応報を見る

大津波で原発は壊れたと世論に思わせているが、地震・津波ごときで壊れる装置と建造物だったので、壊れたのが正確な見方である。

「1 前段で事実を示す」では、枝野幸男官房長官が記者会見で、福島第一原発が想定を超える津波に見舞われる恐れがあることを東日本大震災前に東京電力と経済産業省原子力安全・保安院が把握していた問題について「大変遺憾だ」と述べ、内閣として事実関係を検証する方針を明らかにした。という記事からして、被告東電が本件事故直後「想定外」と公言して、開き直りを示しているが、被告東電の責任をここで認められているので、双葉町並びに原告及び双葉町民への補償に上限はなく、無期限であることを強調する。

「2 被告東電の虚偽を示す文書 (甲ロ第 103 号証)」について、被告東電は、平成 21 年 7 月 13 日「福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所敷地周辺の地質・地質構造及び基準地震動 Ss の策定について (コメント回答)」という文書を発出していた。16 頁に、特に気にしなければならないことが記されている。「塩屋崎沖の地震を下回っており」諸元の幅を考慮した場合も、不確かさとして考慮している仮想塩屋崎沖の地震を下回っている。と明確に 869 年の貞観地震を意識したコメントをしてるので、「想定外」という言い逃れは通用しない。

更に、突き詰めると、準備書面 11 頁の参考資料 (平成 12 年電事連) では、福島第一 1~6 号機の津波評価が全て X 印と日本の原発で最悪の判断がされている。

## 第 2 原告が望む現地進行協議の目的

「1 ウソの正体を詳らかにすること」ウソは反則、ウソは泥棒の始まりといわれて育ちました。原発はウソの塊です、今も、事故前もウソの連続だったのです。今現在、緊急事態宣言発令中です。緊急事態宣言発令中に避難解除なんて考えたこともなかった。又、事故の収束宣言を平成 23 年 12 月 16 日に野田総理が突然発表しましたが、不審に感じたために、平成 24 年 3 月 7 日、第一原発に双葉町災害対策本部長として、安全確保協定に基づき事故の収束について現場を検査するために入りました。待機していた小森常務は、事故は収束していませんと回答しています。

これらのウソによって避難解除された双葉町の現状を確認するために、現地進行協議を東京地方裁判所民事部の裁判官の皆さんに、見分をお願いしたものです。

「2 現地進行協議に期待すること」その最大の理由は、被告東電並びに被

告国に騙されて町を失い、そして又、騙されて復興という虚飾に包まれた双葉町の実像をご覧頂けたことです。

「騙されて町を失い」という原子力発電所の事故は、双葉町に対し、何があっても「止める」「冷やす」「閉じ込める」ので、安心していてくださいと、被告らが長年語っていたので、本当なんだろうなと思っていたら、7000人の終の棲家としていた双葉町から避難することになった。

「3ウソの被害」について、以下に項目を上げます。

1. 被告東電が言う想定外というウソの流布。
2. 経済至上主義者たちの悪意のコーポレートガバナンス。
3. 法にないコンプライアンスの強制。
4. 付度する歴史修正主義者たちの原告らへの口撃。
5. 存在していた原子力災害対策マニュアル等の滅却。
6. 規制主務省庁の任務懈怠から原告らへの責任転嫁。
7. 災害対策基本法第一条、三条、四条の定め of 責任の放棄。
8. 双葉町を壊滅させて、東京電力を栄えさせる BCP 政策。
9. 「ウソ」の放射線リスクを語る国際機関らの妨害。
10. 経済至上主義者たちに付度するメディアの誤報。

10項目で収まる話ではないが、被告東電は、「汚染者負担の原則」に基づき、事故に掛かるすべての費用を賄った JCO 臨界事故時の負債を、ジェー・シー・オー株式会社東海事業所が、事故対応に要した費用を、全額完済した歴史を忘れてはいけない。被告国は、これを被告東電に求償しなければ、「ウソによる国富の喪失」に加担したことになる。

#### 「4 人生破壊と家系の継承の場の喪失」

原発事故以後、町、町民、原告、家族らは事実を隠され、だれもが有する私権を封じられ、この世にない嘘まみれにされ、阿鼻叫喚に苛まれている。

一方、事故の第一義的責任者の東京電力並びに社員たちは、優越的地位を悪用して生業、家庭の崩壊・喪失は無く、平然と原告らを見下している姿に憤りが隠せない。

### 第3 現地進行協議の実施に当たってのご注意事項

「双葉町入域に当たっての予備知識」に記したように、18歳以下の入域及び10時間以上の入域は禁止されているが、双葉町内は、放射線管理区分が杜撰になっているので、法を守る立場の裁判官の皆さんには、被告東電が守ってきた管理区域区分に則った装備で入域をお願いした。

### 第4 双葉町入域に当たっての予備知識

「1 放射線防護の基本」100ミリシーベルト以下の放射能の被ばくは、影響がないから免責されるとは書いていない。

むしろ、離れなさい、近寄るな、短時間に離れなさいという放射性物質の放つ影響からの防護の原則を示している。本件、現地進行協議においても、上記の3原則は厳守しなければならないので、短時間で効率よく見分をすることにする。

「2 放射線防護の服装等について」双葉町内は、世間でいわれるよう安全な環境には程遠く、今般の汚染の調査結果に示された強度の汚染地帯なので、本件事故前に東京電力が入所教育で示していた、B・C区域用の備えが必要と判断しているため、イ・ウの装備をする。

「3 原子力発電所の国の役割について（抜粋）」平成17年10月 福島県が発行する「確かな安全・安心のために」の6頁から抜粋

ここに、国には原子力発電所の監視、監理・監督を行うよう、発電所所在の福島県及び発電所敷地周辺の自治体が求めていたことが証明される。したがって、被告国は被告東電を救済することは間違いで、発電所敷地周辺の住民の救済を最後まで行わなければならない。

#### 4 放射線管理区域の理解について

##### (1) 法令上の規制 「ATOMICAより引用」

省略

##### (2) 下記は「令和3年2月26日 原子力規制委員会原子力規制庁の資料から引用」

省略

##### (3) (管理区域への立入制限等)

省略

##### (4) 従来の緊急時放射線モニタリングの考え方 (重要)

#### 【第1段階のモニタリング】

「原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始されるもので、この結果は、放出源の情報、気象情報及び [SPEEDI ネットワークシステム](#) 等から得られる情報とともに、予測線量 (IAEA は回避線量) の推定に用いられ、これに基づいて 防護対策に関する判断がなされることとなります。したがって、この段階においては、何よりも迅速性が必要となり、第2段階で行われる測定ほどの精度は要求されません。第1段階のモニタリングの主要な対象となる放射性物質又は放射線は、原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアロゾル 状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料(飲料水、葉菜、原乳等)中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。」

上記について、本件事故前に原子力安全・保安院(甲口第105号証)が記した資料中(11~12枚目)に記載されていた。しかし、本件事故においては、全ての実測と公表を行わず、だれが、いつ、どこで測定したのか実データを示さず、空間線量(率)の推測を語り、被ばく被害を受けた人はいないという、虚偽を語って責任逃れをしている。

(5) 平成22年度福島県原子力防災訓練時のチラシより

上記は、平成 22 年度福島県防災訓練時に双葉郡内に配付した防災訓練案内のチラシの一部。内容は放射線源から離れなさいという忠告をしていた。しかし、本件事故においては、IAEA らの原子力産業推進機関の求めに応じて、「避難の効果」を反故にして、避難させない政策に日本政府は転じた。

(6) 福島県環境放射線モニタリングデータ (抜粋)

淡水産生物 (いわな)	福島市	H20.9	1	/	0.006	0.067 (H18)	0.11 (H17)	ND	Bq/kg 生
日常食	福島市	H20.6 H20.11	2	ND	ND	ND	0.080 (H18)	ND	Bq/人・日
海水	相馬市	H20.7	1	/	ND	ND	ND	ND	mBq/L

被告国が盛んに利用している国際機関の IAEA、ICRP、UNSCEAR 及び WHO、OECD 等は、原子力を利用している構成国と利益相反関係にあり、人類のためという機関ではないことは、あからさまな過去の被ばく被害隠しから、原告らのためにあるものではないことは、本件事故後の対応において、その正体は明らかである。

したがって、原告は自身の被ばく被害において、その判断は国際機関を除外して考えることにしている。

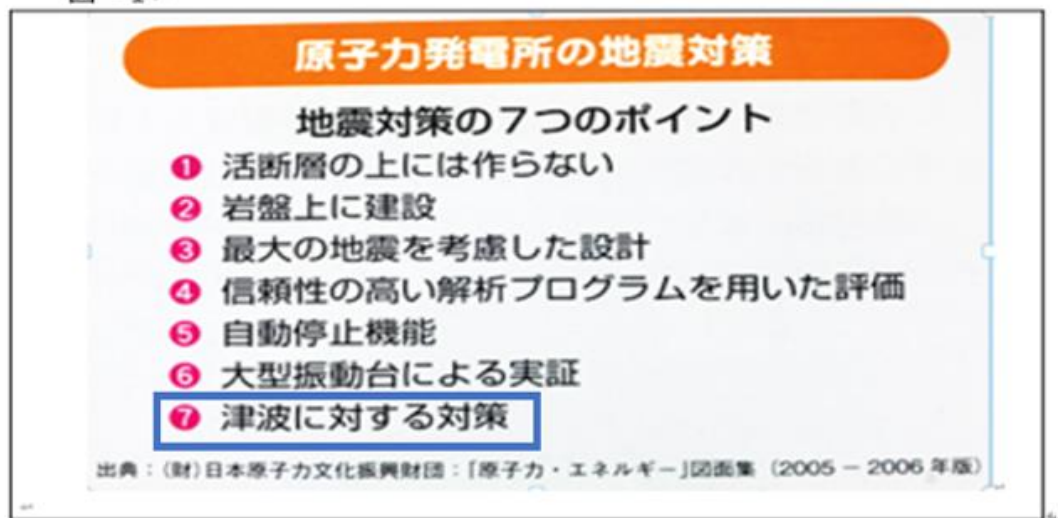
### 第5 被災前の実態確認

- 1 双葉町広報用パンフレット
- 2 双葉町は穏やかな風景が戻ることを待っている (代表例)
- 3 双葉町住宅地図が原発事故で消された
- 4 福島県原子力防災訓練の記録と約束

国では原子力発電所が影響する限度を、年間 0.05 ミリシーベルトの定めていると記されている。しかも、「放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、」と記されているので、内閣府原子力被災者生活支援チームがいう、20ミリシーベルト以下という数値は、この世に存在させてはならない。

## 5 双葉町は被告東電、被告国を信じていた

図-1



双葉町広報誌 エネルギーのまちふたば(平成17年度版)の9頁には、上記を記載していた。

地震対策として7つのポイントが示されている。特に「③最大の地震を考慮した設計」に強い信頼をしていた。最大の地震という表現は、上限なしの地震を考慮しているわけだから、地震で発電所が壊れることを考えたことはなかった。

更に、「⑦津波に対する対策」と記されているので、本件事故において、津波で発電所が壊れることを、心配する必要もなかった。

しかし、(財)日本原子力文化振興財団の「原子力・エネルギー」図面



集のこの記載を守ることはできなかった。「㊦自動停止」は、自動停止ではなく、本件では最悪の爆発によって止まったので、放射性物質の放出はとどまることなく、現在も続いたままになっている。

したがって、被告らが「科学的」という表現をしたときは、限りなく実証が不可能ですと、反対を語っていると理解しなければならない。

## 6 被告東電の放射線防護教育用テキストに学ぶ

原子力発電所は年間 0.05 ミリシーベルト未満と決められていた。したがって、内閣府原子力被災者生活支援チームが推奨する 20 ミリシーベルトという数値に整合性はなく、むしろ、被災者をウソで騙し、被ばく被害を増加させている。

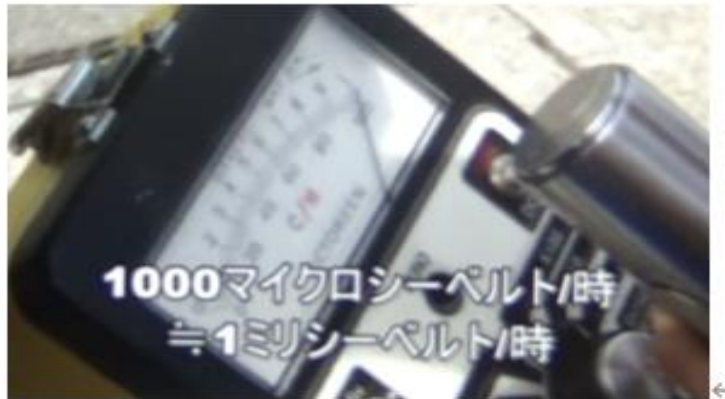
ウソは犯罪である、善良な国民は放射線作業従事者ではなく、一般公衆の身分であり、放射線障害防止法に該当しないので、なんら、被ばくさせられる義務は定められていない。

## 第6 被災後の現状確認

### 「1 被災後の現状確認を求める事由」

この表は、双葉町上羽鳥モニタリングポストが平成23年3月12日14時以降に記録したデータである。このデータは20秒間隔で記録されたもので、最大値を記録したのは14時40分40秒で4,613 $\mu$ Sv/hという天文学的な数値を示している。前頁の0.114 $\mu$ Sv/h以下という考えと比べると、40,464倍の殺人的な被ばくを双葉町民にさせたのである。←  
これを政府・福島県・東京電力及びマスコミは隠蔽している。←

### 「2 原告の被ばく状況証拠写真」



《上記は、1,000  $\mu$ Sv/h 振切れ》 ←

被告らが使う推定で原告らが浴びた被ばく量を、10,000  $\mu$ Sv/h と仮定し、事故前の環境放射線モニタリングデータの 0.05  $\mu$ Sv/h と、本件事故との比較をすると、時間当たり  $10,000 \div 0.05 = 20$  万倍となる計算だ。これを線量計上限の 1,000  $\mu$ Sv/h とすれば、2 万倍になる。

### 「3 地震・大津波直後の状況」

下記は、3.11 の津波の状況と、その後の新山商店街と自宅の写真 ←



2011.3.11 大津波襲来 郡山から浪江請戸方面を望む ←



2012.4.20 新山広町から東電天王山社宅方向を望む ←

#### ◆ 第2章現地進行協議の実施

##### 第1 現地進行協議実施体制と時刻

(1) 参加者（総勢37名、車両9台）

\* 裁判所 裁判官3名 + 書記官1名、警備担当（合計3名、帰還困難区域

への立ち入りは2名)、タクシー運転手2名。車両2台

\*原告 先導車(原告ら3名)、桑原車(2名)、原告弁護団車(5名)。車両3台。

\*被告東電 代理人3名、会社担当者7名(運転手込み)。車両2台。

\*被告国 指定代理人6名(行政庁2名、法務局4名)、運転手2名。車両2台

## (2) 車列

①先導車(原告ら)、②裁判所2台、③桑原車、④原告弁護団車、⑤被告東電2台、⑥被告国2台。

## (3) 進行スケジュール(実施時間:原告の記憶)

令和5年11月29日(水)

11:20 集合(JR双葉駅西口)

11:20~11:32 JR双葉駅西口の見分(検分対象:双葉町診療所、駅西住宅、JR双葉駅)

11:28~11:40 双葉町役場新庁舎の検分

11:44~12:05 双葉町産業交流センター見学

12:14~12:50 長塚越田スクリーニング場(入域装備等の準備)

12:55~13:00 郡山ゲート通過

13:05~13:12 ①郡山公民館の検分 建物立ち入りなし、桑原放射線計測

13:20~13:24 ②原告所有地双葉町貸与地、③民間商店貸与地検分

13:33~13:55 ④原告自宅及び⑤(株)丸井貸与地の検分

14:00 ⑥原告圃場を車内から検分

14:07郡山ゲート通過

14:11~14:35 ⑨双葉町旧役場検分 建物立ち入りあり。桑原放射線計測。スミヤ法実演。

14:40~15:10 ⑩ヘルスケアふたば検分 建物立ち入りあり。桑原放射線計測。スミヤ法実演。

15:15~ 長塚越田スクリーニング会場にて、靴・手・頭の汚染量計

測及びタイベック等脱衣、累積線量計の線量記録等を経て、放射線管理区域区分域から解放された。

その後自由解散とした。

## 第2 現地進行協議内容

- 1, 2, 3・・・省略
- 4 スクリーニング検査場
- 5 入境ゲート
- 6 郡山公民館 ①
- 7 郡山海岸 ②③
- 8 原告自宅・住宅兼倉庫・蔵 ④
- 9 株丸井貸与地 ⑤
- 10 圃場 ⑥
- 11 旧双葉町役場 ⑦
- 12 ヘルスケアふたば ⑧

## 第3 原子力施設に係る平成22年度上期放射線管理等報告について

平成22年11月30日 原子力安全・保安院 (甲口第106号証)

[本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及びその関連規則の規定に基づき、各原子力事業者より報告のあった、原子力施設に係る平成22年度上期放射線管理等報告について、原子力安全・保安院がとりまとめたものである。]

【周辺監視区域外における放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値】 原子炉施設、加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設の周辺監視区域外における、放射性気体廃棄物の廃棄による空気中の放射性物質の濃度限度、及び原子炉施設、加工施設、廃棄物管理施設の周辺監視区域外にお

ける、放射性液体廃棄物の廃棄による水中の放射性物質の濃度限度は、3月間についての平均濃度が法令で定められており、各事業者はその値を下回るようにすることを保安規定で定めている。平成22年度上期は、これらの原子力施設において、法令で定めた濃度限度を下回っていることを確認した。」]

このように、原子力安全・保安院は語っているのに、本件事故後に20ミリシーベルトというウソを、なぜ、ついたのだろうか、はなはだ疑問である。いずれにしても、上記に記されていることは、人の被ばく管理上正しいものと、本件事故前から原告は判断しているので、事故後に被告らが言う、20ミリシーベルトという偽装に従うことはできない。

#### 第4 失った損害の具体的な内容

- 1 双葉町民が失った団体の行事
- 2 双葉町長と町民が失ったもの（原文のまま）
  - (1) 平成23年新年のあいさつ
  - (2) 町長施政方針の不執行
  - (3) 原子力発電所との共生と住民の安全確保について
  - (4) 双葉町長としての悔しさⅠ
  - (5) 双葉町長としての悔しさⅡ
  - (6) 不要な中間貯蔵施設計画の現状

#### むすびに

当該、現地進行協議に際して、東京地方裁判所民事第50部の裁判長をはじめ裁判官の皆様のご配慮により、現地進行協議が無事済みしましたことに対し、心から感謝申し上げます。

当日の準備不足で、スクリーニング検査会場において予想外の時間がかかり、巡回時間に不足が出てしまい、十分なお説明ができなかったのが、第一の反省ですが、それでも精一杯対応をしました。

本件、原子力発電所の事故は、原告にとって想定外のことであり、事故後の対応はもっと多くの想定外でした。

想定外を語ると、未だに言い切れませんが、ウソによる発電所所在町の双葉町並びに町民に対しての責任転嫁について、多くを語らなければなりません。

先ず、本日ご覧いただけた双葉町の現状は、被告国が規制義務をしっかり果たしていれば起こる事のない事故により、前頁に示しました住宅地図がそのまま、今も使うことができます。原発は地震と津波で、なす術もなく壊れました。これを防止させる役目を担っていた、原子力安全・保安院の責任放棄により、事故が発生したのです。原告には、規制義務はありませんので、本件事故によって何も失うこともなく、自助によって汚染された町に住む義務はありません。勿論、双葉町民も同じです。被告国は卑怯者です、無垢な町民を、100 ミリシーベルト以下とか20ミリシーベルト以下とかを語って世論を騙し、炉規法上あり得ない強度の汚染地帯に、町民を戻しています。これは、ウソと騙しという犯罪です。

—中略—

むすびに、ウソはやめた方が良い。ウソで方向を見誤らせたり、償いを免れた場合、それは「詐欺」という犯罪であることを自覚すべきである。特に、「内閣府原子力被災者生活支援チーム」に20ミリシーベルトを偽装させ、被ばくをさせられない権利を奪った行いに対し、自戒の念を含めて、原告及び国民、被災者に謝罪・補償すること求める。

おわり